

加東市水防計画 新旧対照表

第1章～第3章（略）

第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等

第1節 重要水防箇所【R4.5 現在】

水防活動時に重点的に巡視・点検が必要な箇所等は次のとおりとされ、水防上の重要度によって区分されている。

1 国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	600	25.50～26.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		45
	—	—	—	—	—	—	—	—
	左	600	26.10～26.70km	西古瀬	越水（溢水）	B		47
	左	400	26.70～27.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		48
	左	1ヶ所	26.87m	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	49
	—	1ヶ所	27.80m	大門	工作物	B	大門橋	50
	左	400	27.90～28.30km	大門	越水（溢水）	A		52
	—	—	—	—	—	—	—	—
	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A		53
	—	—	—	—	—	—	—	—
	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間	57
	—	1ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋	58
	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水（溢水）	A	無堤区間	60
	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間	63
左	800	31.30～32.10km	西垂水	越水（溢水）	A	無堤区間	64	
—	—	—	—	—	—	—	—	
左	100	31.80～31.90km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (31.8k +40m)	65	
左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A		66	
左	200	32.10～32.30km	河高	越水（溢水）	B		68	
左	600	32.50～33.10km	穂積	越水（溢水）	A		69	
左	100	32.80～32.90km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (32.8k)	71	

第1章～第3章（略）

第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等

第1節 重要水防箇所【R7.8 現在】

水防活動時に重点的に巡視・点検が必要な箇所等は次のとおりとされ、水防上の重要度によって区分されている。

1 国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	200	25.500～25.700km	西古瀬	越水（溢水）	A		48
	左	200	25.700～25.900km	西古瀬	越水（溢水）	B	無堤区間	49
	左	200	25.900～26.100km	西古瀬	越水（溢水）	A	無堤区間	50
	左	600	26.100～26.700km	西古瀬	越水（溢水）	B	無堤区間	52
	左	1ヶ所	26.870km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	53
	—	1ヶ所	27.800km	左岸：大門 右岸：小野市 青野ヶ原町	工作物	B	大門橋(S11)	54
	左	200	27.900～28.100km	大門	越水（溢水）	A		56
	左	200	28.100～28.300km	大門	越水（溢水）	B	無堤区間	57
	左	100	28.000～28.100km	大門	水衝・洗掘	A		58
	左	200	30.100～30.300km	野村	越水（溢水）	B		62
	左	200	30.700～30.900km	貝原	越水（溢水）	B		64
	—	1ヶ所	30.700km	左岸：貝原 右岸：河高	工作物	B	福田橋(S31)	65
	左	200	30.900～31.100km	貝原	越水（溢水）	A		67
	左	200	31.100～31.300km	貝原	越水（溢水）	B		70
左	200	31.300～31.500km	西垂水	越水（溢水）	A		71	
左	200	31.500～31.700km	西垂水	越水（溢水）	B		72	
左	400	31.700～32.100km	西垂水	越水（溢水）	A		73	
左	100	31.800～31.900km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (31.8k)	74	

重要水防箇所変更に伴う修正

重要水防箇所変更に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

左	1,200	33.10~34.30km	北野	越水(溢水)	B		72
-	1ヶ所	33.80km	北野	工作物	B	滝野大橋	74
-	1ヶ所	34.60km	新町	工作物	A	滝見橋	75
左	200	34.70~34.90km	新町	越水(溢水)	B		76
左	100	35.20~35.30km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (35.2k +90m)	77
左	1,100	35.30~36.40km	多井田	越水(溢水)	A	無堤区間	78
左	100	36.40~36.50km	西脇市 高松町	越水(溢水)	B		82

<改 正 後>

							+40m)	
左	100	31.900~32.000km	河高	水衝・洗掘	A		75	
左	200	32.100~32.300km	河高	越水(溢水)	B		78	
左	800	32.500~33.300km	穂積	越水(溢水)	A	無堤区間	80	
左	100	32.800~32.900km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (32.8k)	82	
左	1,000	33.300~34.300km	北野	越水(溢水)	B	無堤区間	83	
-	1ヶ所	33.800km	左岸:北野 右岸:下滝野	工作物	B	滝野大橋 (S32)	85	
-	1ヶ所	34.600km	左岸:新町 右岸:上滝野	工作物	B	滝見橋(R2)	86	
左	100	35.200~35.300km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (35.2k +90m)	87	
左	800	35.300~36.100km	多井田	越水(溢水)	A	無堤区間	88	
左	100	36.300~36.400km	西脇市 高松町	越水(溢水)	B	無堤区間	92	

<修正理由>

(2) 加古川右岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	右	200	30.70~30.90km	河高	越水(溢水)	A		56
	右	1,000	30.90~31.90km	河高	越水(溢水)	B		59
	右	1,600	31.00~32.60km	河高	堤体漏水	B		61
	右	1,600	31.00~32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		62
	右	800	31.90~32.70km	河高	越水(溢水)	A		67
	右	1,000	32.70~33.70km	下滝野	越水(溢水)	B		70
	右	1,400	33.70~35.10km	上滝野	越水(溢水)	A		73
	右	600	35.50~36.10km	上滝野	越水(溢水)	B		79
	右	200	36.10~36.30km	上滝野	越水(溢水)	A		80
右	200	36.30~36.50km	西脇市 板波町	越水(溢水)	B		81	

(2) 加古川右岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	右	200	30.700~30.900km	河高	越水(溢水)	A	無堤区間	63
	右	1,000	30.900~31.900km	河高	越水(溢水)	B		66
	右	1,600	31.000~32.600km	河高	堤体漏水	B		68
	右	1,600	31.000~32.600km	河高	基礎地盤漏水	B		69
	右	200	31.900~32.100km	河高	越水(溢水)	A		76
	右	200	32.100~32.300km	河高	越水(溢水)	B		77
	右	400	32.300~32.700	河高	越水(溢水)	A		79
	右	1,000	32.700~33.700km	下滝野	越水(溢水)	B		81
	右	1,600	33.700~35.300km	上滝野	越水(溢水)	A	無堤区間	84
	右	600	35.500~36.100km	上滝野	越水(溢水)	B	無堤区間	89
	右	200	36.100~36.300km	上滝野	越水(溢水)	A	無堤区間	90
	右	100	36.300~36.400km	西脇市 板波町	越水(溢水)	B	無堤区間	91

重要水防箇所変更に伴う修正

(3) 東条川								
河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
東条川	右	300	0.00~0.30km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点_____	1
	右	100	0.40~0.50km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

2 県土整備部（加東土木事務所）所管（略）

第2節～第3節（略）

第5章 気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（R4.5 現在加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基準等			
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	7	
		土壌雨量指数	99	
大雨警報（浸水害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	18	
大雨警報（土砂災害）		土壌雨量指数	135	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量（50年に一度の値）	3時間雨量 132mm以上、 48時間雨量 363mm以上	
		土壌雨量指数（50年に一度の値）	219	
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準 水位（板波）	(37.1、5) 3.50m
		東条川	流域雨量指数 複合基準	19.4 (15.5、6)
		千鳥川	流域雨量指数 複合基準	12.4 (10.6、5)
		三草川	流域雨量指数 複合基準	7.5 (7.5、5)
		加古川	複合基準	(42.4、5)
		洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって	加古川

(3) 東条川								
河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
東条川	右	300	0.00 <u>0</u> ~0.30 <u>0</u> km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点、 <u>無堤区間</u>	1
	右	100	0.40 <u>0</u> ~0.50 <u>0</u> km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

2 県土整備部（加東土木事務所）所管（略）

第2節～第3節（略）

第5章 気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（R7.1 現在加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基準等			
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	7	
		土壌雨量指数	116	
大雨警報（浸水害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	18	
大雨警報（土砂災害）		土壌雨量指数	151	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量（50年に一度の値）	3時間雨量 132mm以上、 48時間雨量 363mm以上	
		土壌雨量指数（50年に一度の値）	219	
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準 水位（板波）	(37.3、5) 3.50m
		東条川	流域雨量指数 複合基準	19.6 (19.6、5)
		千鳥川	流域雨量指数 複合基準	12.2 (10.4、5)
		三草川	流域雨量指数 複合基準	7.5 (7.5、5)
		加古川	複合基準	(48.5、5)
		洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって	加古川

重要水防箇所変更に伴う修正

神戸地方気象台発表に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

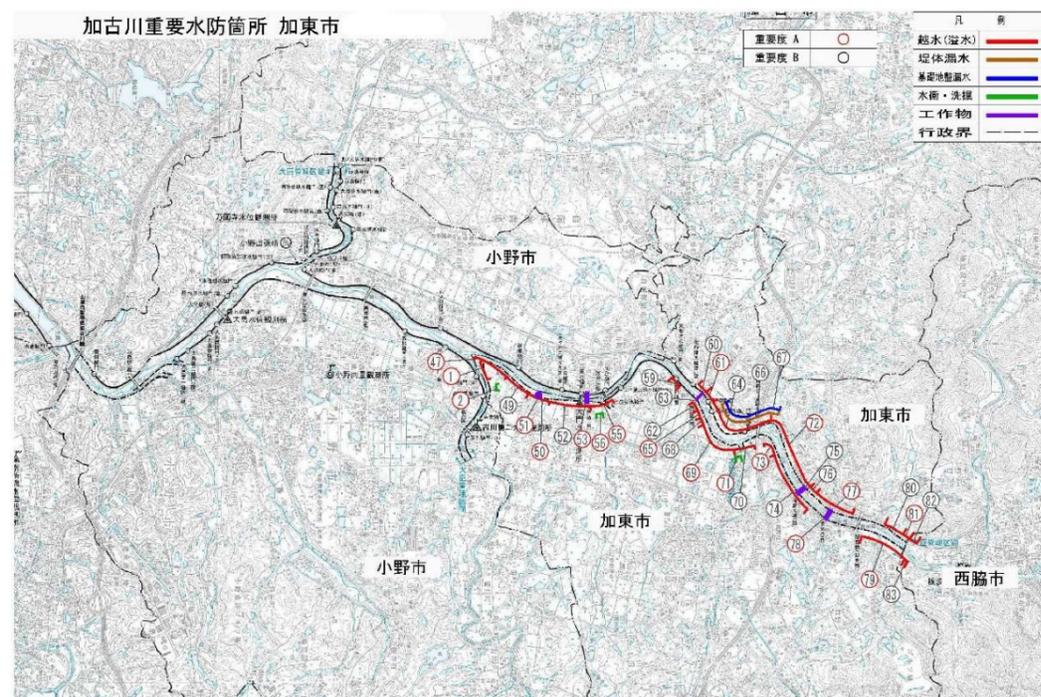
<現 行>				<改 正 後>				<修正理由>	
	下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	川	水位（板波）	4.20m	川	水位（板波）	4.20m		
		東条川	流域雨量指数	24.3	東条川	流域雨量指数	24.6		
		千鳥川	流域雨量指数	15.5	千鳥川	流域雨量指数	15.3		
			複合基準	(11.8、6)	千鳥川	複合基準	(11.6、5)		
		三草川	流域雨量指数	9.4	三草川	流域雨量指数	9.4		
		複合基準	(9.3、6)			複合基準	(9.3、5)		
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において1時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110mmを超えた場合		記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において1時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110mmを超えた場合		県水防計画に伴う修正	
備考(1) 複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値。									
(2) 表面雨量指数は、降雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを示す指数。									
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。									
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。									
2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）（略）									
第2節 洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方気象台共同発表）									
(1)～(2)（略）									
(3) 洪水予報の種類、標題と概要									
種類	標 題	概 要							
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。							
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。							
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。							
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。							
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。							
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。							
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。							
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。							
県水防計画に伴う修正									
県水防計画に伴う修正									

<p>(4) 洪水予報の通知 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 水防__に関する情報等の収集</p> <p>水防に関する情報等の収集にあつては、フェニックス防災端末やインターネット等を活用して的確な情報収集に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第6章～第10章 (略)</p> <p>第11章 水防関連施設</p> <p>水防上必要な設備等として防災備蓄倉庫、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を市地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。</p> <p>なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあつてはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。</p> <p>1 水防倉庫等</p> <p>(1) 市防災備蓄倉庫及び車庫 (別紙の通り)</p> <p>(2) 加東土木事務所 (別紙の通り)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第12章～ 第21章 (略)</p>	<p>(4) 洪水予報の通知 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 水防等に関する情報等の収集</p> <p><u>最新の気象情報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</u></p> <p>気象庁 https://www.jma.go.jp/jma/index.html</p> <p>国土交通省 ・川の防災情報 【PC版】https://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】https://www.river.go.jp/s/ 【携帯版】https://i.river.go.jp/</p> <p>第6章～第10章 (略)</p> <p>第11章 水防関連施設</p> <p>水防上必要な設備等として防災備蓄倉庫、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を市地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。</p> <p>なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあつてはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。</p> <p>1 水防倉庫等</p> <p>(1) 市防災備蓄倉庫及び車庫 (別紙の通り)</p> <p>(2) 加東土木事務所 (別紙の通り)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第12章～ 第21章 (略)</p>	<p>情報入手手段を明記するため改正</p> <p>備蓄品の購入等に伴う修正 県水防計画に伴う修正</p>
--	---	--

資料

1～2 (略)

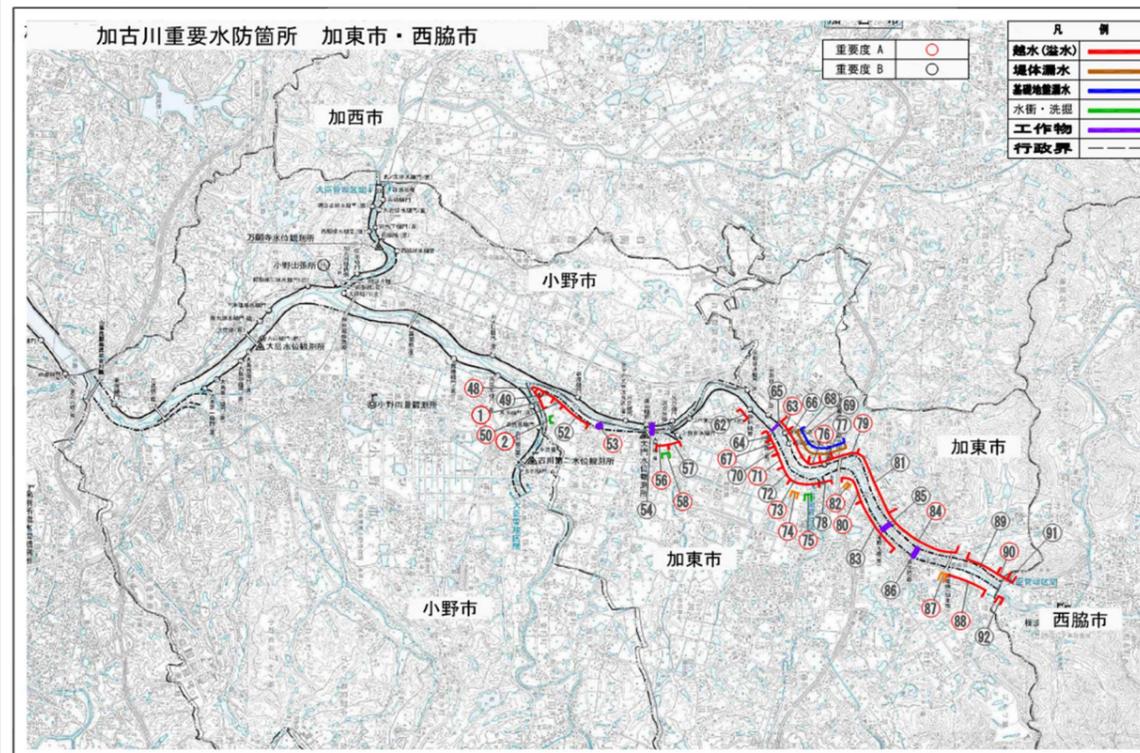
3 重要水防箇所等位置図（国管理）



資料

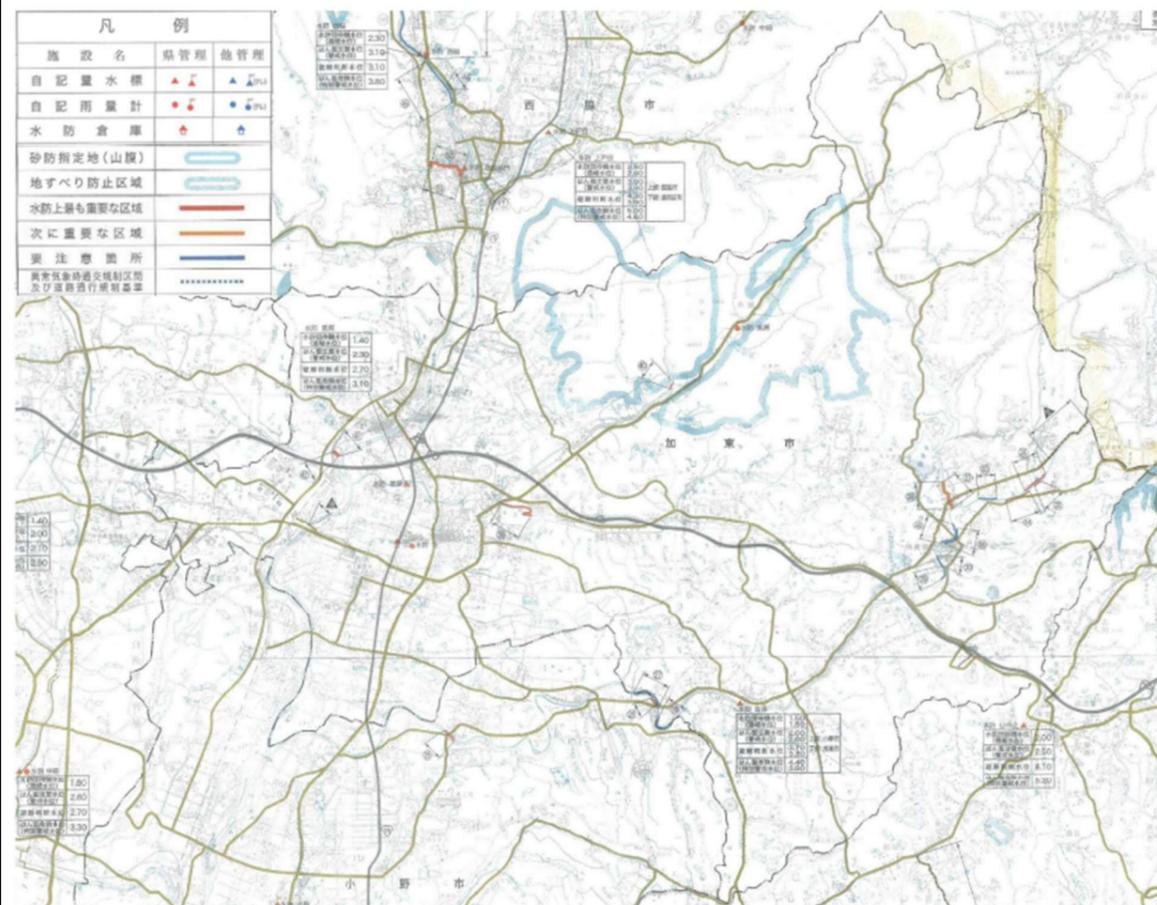
1～2 (略)

3 重要水防箇所等位置図（国管理）

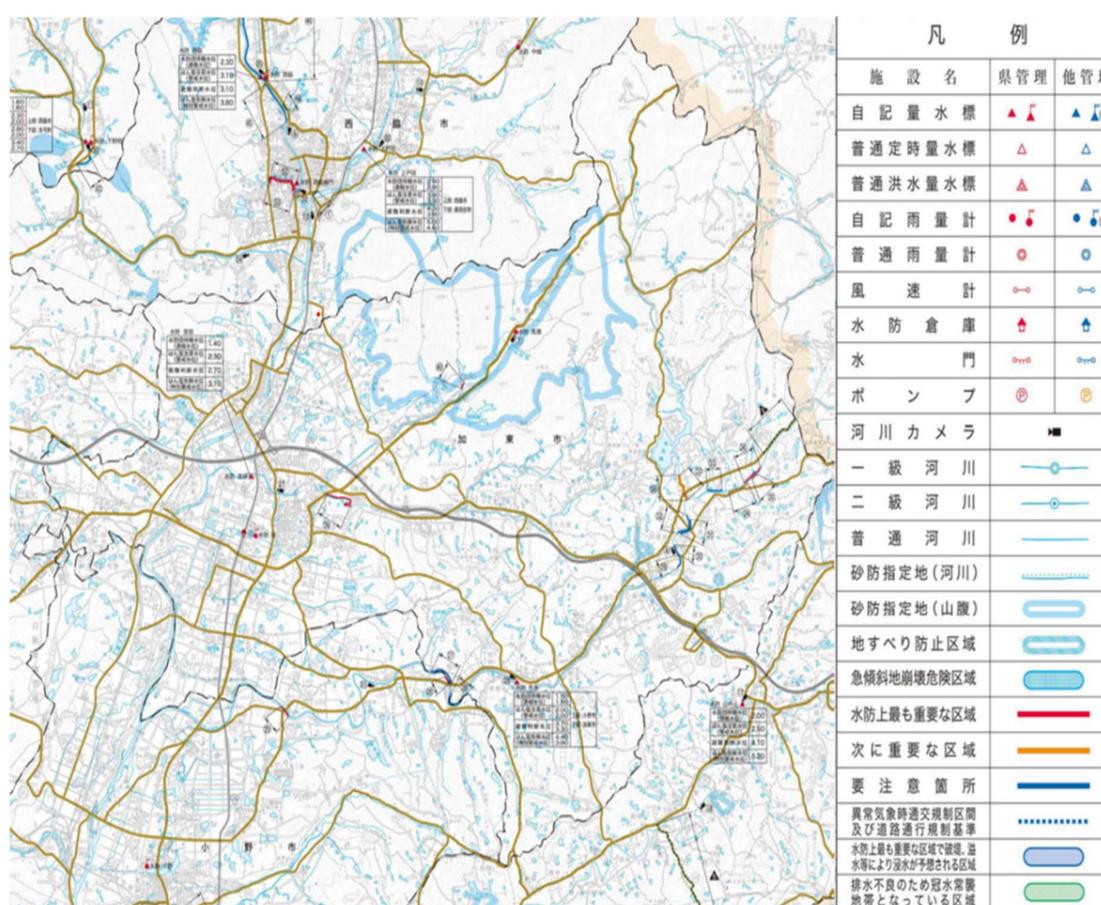


重要水防箇所変更に伴う修正

3 重要水防箇所等位置図（県管理）

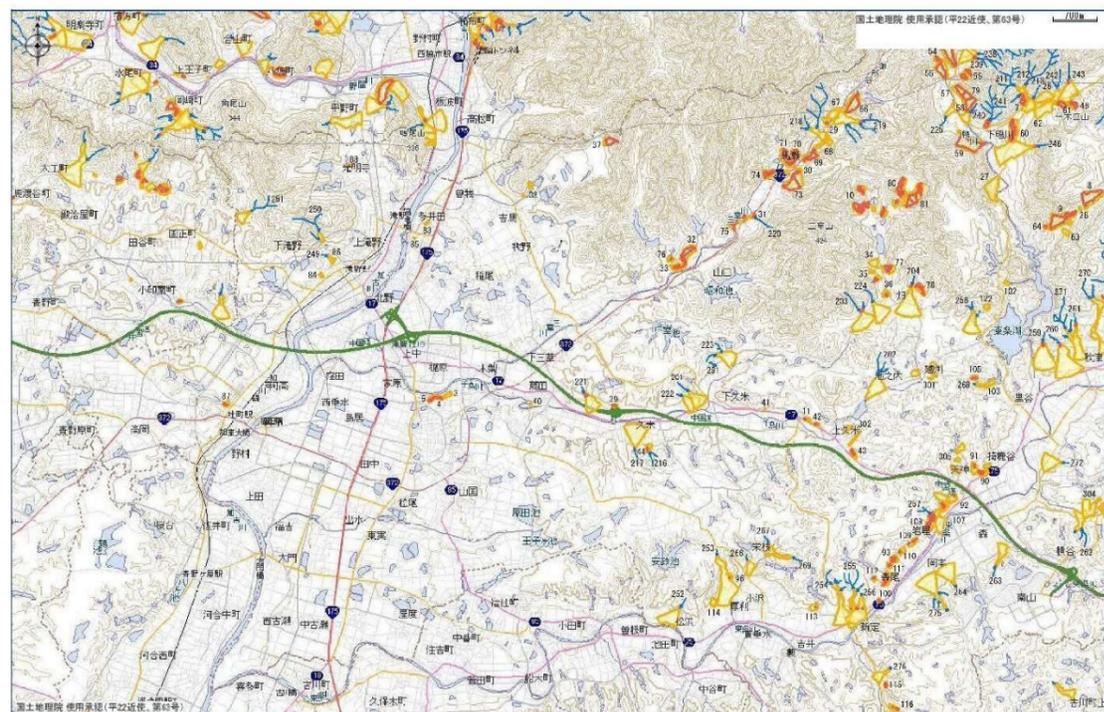


3 重要水防箇所等位置図（県管理）

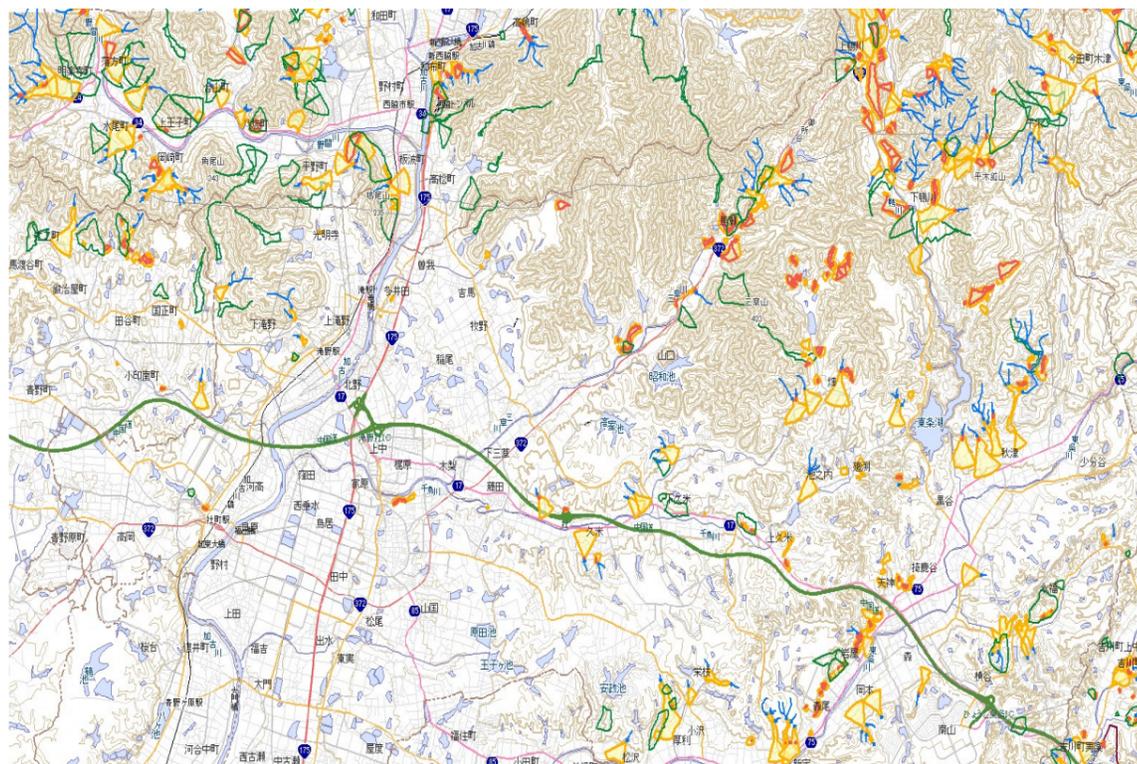


時点修正

4 土砂災害警戒区域位置図 ①

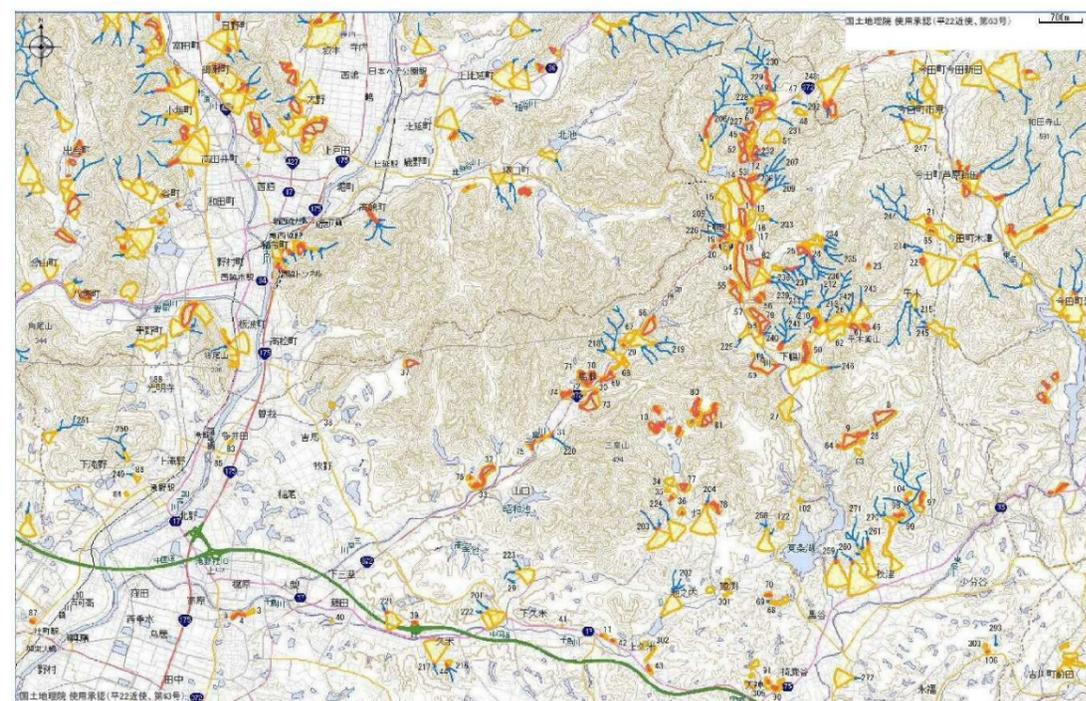


4 土砂災害警戒区域位置図 ①

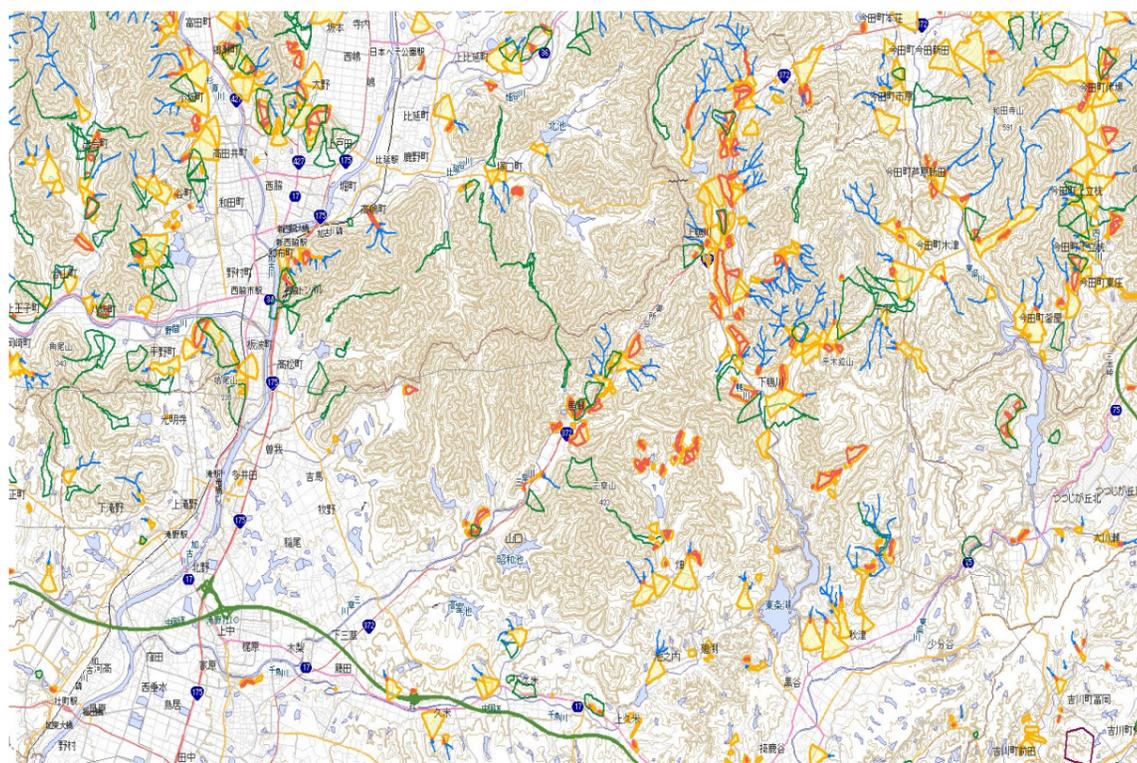


時点修正

4 土砂災害警戒区域位置図 ②



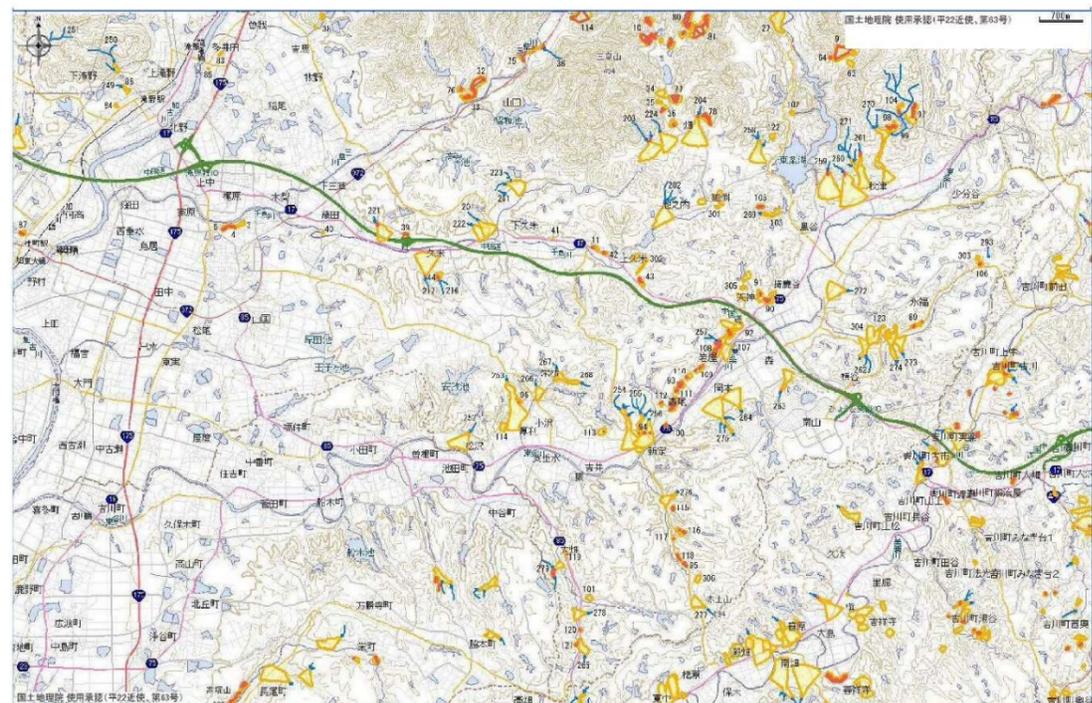
4 土砂災害警戒区域位置図 ②



時点修正

4 土砂災害警戒区域位置図 ③

4 土砂災害警戒区域位置図 ③



時点修正

5～6 (略)

5～6 (略)